

山口県内水面漁業振興計画(案)に対する意見の募集結果について

山口県では、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、本県内水面漁業を総合的に振興するため、「山口県内水面漁業振興計画」を策定しましたので、公表します。

また、計画の策定に当たり、計画案に対して実施したパブリック・コメント（県民意見の募集）の結果について、併せて公表します。

1 公表する資料

- (1) 山口県内水面漁業振興計画（概要）
- (2) 山口県内水面漁業振興計画（全文）

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間
平成28年5月30日（月）から平成28年6月29日（水）まで
- (2) 意見の件数
2人 29件
- (3) 意見の内容と県の考え方
別紙のとおり

【全体に関すること】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>当計画案の趣旨を県民に伝えるのであれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内内水面（淡水・汽水域）の分布地図上図示 ・ 種苗放流の実績推移 ・ 内水面漁業協同組合 正組合員、従事者の人数推移（グラフ図示） ・ 内水面漁業協同組合 出荷額推移（グラフ図示） <p>等、現状を表すデータを分かりやすく提示すべきと考えます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>本計画は、国の基本方針を踏まえ、内水面漁業を総合的に推進するために講ずべき施策等の基本方向性を明示したものであり、各種施策の取組事例によって実施状況を把握・点検することとしております。</p> <p>また、具体的数値等につきましては、「やまぐち農林水産業活力創出行動計画」やホームページ「海鳴りネット」等にてお示ししております。</p>
2	<p>各項目に対する意見でも述べておりますが、計画(案)内で具体的な数値の提示（現状値、目標値）が見当たりません。</p> <p>これでは計画（案）の妥当性を判断する事も、計画期間最中・計画最終時点で評価を行う事も困難と思われまゝす。各施策について現状の数値と具体的な数値目標を明示すべきと考えます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願ひ致します。</p>	
3	<p>関係法律の条項を提示しておりますが、条文も同時に記述しておくべきと考えます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>関係する法律の名称及び条項を明示しているところですが、簡潔明瞭な記載の観点から、条文の記載はしておりません。</p>
4	<p>県の各種計画との関係を計画(案)中に図示すべきと考えます。</p> <p>（県の他の「基本計画(案)」等や市のパブリック・コメント案件ではその様な記述を見かけます。）</p>	<p>具体的に関係する計画については本文中に記載しております。また、本計画の推進にあたっては、関係部局と連携し、施策を進めてまいります。</p>
5	<p>語句説明が頁下部に有るのは有り難いですが、説明を載せる語句については、再度精査頂けましたなら幸いです。</p>	<p>今後も、明瞭な標記に努めてまいります。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	<p>当計画(案)では、いつどこがどの様に計画を推進し、進捗を評価するのか記述が見当たりません。期間中の推進母体・評価主体と評価時期・評価方法、計画期間最終時(平成30年度/2018年度)に何をもちどこが評価を実施するのか明示すべきと考えます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>計画の評価・再検討については、施策の進捗状況を毎年度把握し、国の制度や社会情勢に大きな変更があった場合には、必要に応じて計画を見直します。</p>
7	<p>可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂けましたら幸いです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、元号と西暦の併記ができる箇所は修正を実施しました。</p>

【内水面水産資源の回復に関する施策について】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	<p>アユ増殖・モクズガニ増殖の記述がありますが、これらを振興計画に上げるのであれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在漁が行なわれている地域地図上図示 ・現状の漁獲状況を明示の上で漁獲拡大目標も明示すべきと考えます。 <p>技術の指導向上を目的とし漁獲量までは目標としない、としても、特に対策を実施する地域の設定は必要と感じます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>アユ、モクズガニは各内水面漁業協同組合により種苗放流や漁場造成が行われており、本県全域における有用資源となっております。このため、効果的放流手法の普及、種苗放流の技術的支援等を行うことで、内水面漁業協同組合による効果的な増殖対策を推進し、資源の回復を図ることとしております。</p>
9	<p>「アユ、モクズガニ以外の重要な魚種」という記述がありますが、計画(案)として漁獲目標を掲げるまでしないとしても、具体的な魚種、生育域/漁獲域、漁獲量を明示しておくべきと考えます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>内水面漁業協同組合では、うなぎ、ふな、ます類の種苗放流、はやの産卵場造成を実施しております。これら魚種の資源回復を図るため、各河川の状況に応じ、内水面漁業協同組合と連携を図り、必要な対策を進めていくこととしております。</p>
10	<p>「外来魚対策」の記述があります。対策の現状と当該振興計画(案)で特に対策を取るべき外来魚/外来生物、対策実施地域を明示すべきと考えます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、対策の緊急性が高く防除を行う必要がある「オオクチバス等」を本文中に追記しました。</p> <p>また、オオクチバス等によるアユ等への被害が本県全域に拡大していることから、内水面漁業協同組合による駆除等を支援し、効果的な外来魚対策を進めていくこととしております。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	<p>「養殖業の推進」の記述がありますが、「推進」を振興計画に入れるのならば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在養殖業が行なわれている地域地図上図示 ・現状の養殖業状況（売り上げ等）を明示の上で売り上げ推進の目標も明示すべきと考えます。 <p>売り上げ金額を目標としない、としても、特に対策を実施する地域の設定は必要と感じます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願い致します。</p>	<p>ホームページ「海鳴りネット」にて内水面養殖経営体数及び収穫量をお示しております。</p> <p>なお、養殖業実施場所の地図上図示等につきましては個人または法人等に関する秘密を保護するため、公表は予定しておりません。</p>
12	<p>「伝染性疾病の予防等」の記述がありますが、具体的な予防程度の目標設定は困難と感じますが、過去数年来の各種疾病の発生状況は資料として記載しておくべきと考えます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願い致します。</p>	<p>伝染性疾病をまん延防止のために構ずべき対策の方針をお示したものであり、基本的には伝染性疾病を未然に防止することとしております。またコイヘルペスウイルス病については発生が確認された際には報道機関への情報提供を行い、関係機関と連携を図り、まん延防止に努めます。</p>
13	<p>内水面漁業における漁獲物を加工し長期保存が可能になれば、計画的な加工品の出荷販売を行うことが可能となり、不必要な価格低下を招くことなく安定した資金源の確保に繋がると考えます。</p> <p>内水面漁協による漁獲物の加工品販売促進を支援する施策の計画を要望します。</p>	<p>ご意見のとおり、県産農林水産物を活用した加工品の販売促進は重要と考え、農林漁業者等による6次産業化や農商工連携による新商品開発、販路開拓などの取組について支援しているところであり、こうした支援制度を活用していただけるよう、引き続き、関係機関と連携した取組を進めてまいります。</p>
14	<p>山口県で採捕されるヤマトシジミは、県外産と比較して非常に商品価値が高いものです。現在、県内のシジミ資源は減少傾向にあるので、資源保護、漁場の確保を支援する施策の計画を要望します。</p>	<p>ヤマトシジミにつきましては、平成23～平成25年度に県内3河川で資源状態・生息環境調査を実施の上、必要な増殖方策について検討を行ったところです。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

【内水面における漁場環境の再生に関する施策について】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	<p>①～⑤、各々関係する県各種施策計画があるはずですが。</p> <p>それらを計画に明示し、推進の際には他計画との整合性をはかり関係部署と調整の程宜しく御願い致します。</p>	<p>内水面漁業の一層の推進に向け、関係部局と連携し、施策を進めてまいります。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	<p>「①水産資源の生育に資する水質の確保」では生活・工場・事業場排水についての記述のみとなっておりますが、水質を悪化させるものは陸上施設の排水だけではありません。又、河川湖沼の水質のみ確保すれば良いものでも無いはずです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶排水の規制監視 ・水域関係埋立・工事事業の監視、埋立の許可申請・延長申請についての厳格な対応 <p>を計画内に組み込むなりの対応を宜しく御願い致します。</p>	<p>本項目は、国の基本方針に即して、水質への影響が大きい生活排水・工場排水について明記したものです。また、埋立に係る手続き等につきましては、公有水面埋立法に基づき実施されるものであり、計画に含めることは考えておりません。</p>
17	<p>「水質の確保」に関係して、現在県内で行なわれている埋立事業・埋立許可事業を地図上図示して県民に示す事が大切と考えます。</p> <p>其の上で再度意見募集実施を宜しく御願い致します。</p>	
18	<p>「自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進」の記述がありますが、「内水面」は河川に限らないはずですので、記述を変更/修正すべきと考えます。</p> <p>(例)河川→河川湖沼、河川湖沼等・汽水域</p>	<p>当該項目は河川法に基づく河川整備を推進するにあたり内水面漁場環境の再生に関する指針を明記しているものであるため、原案のとおりといたします。</p>

【その他の内水面漁業の振興に関する施策について】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
19	<p>「地域住民等が連携」との記述があります。「地域住民」とすると市民県民全般を指すこととなりますが、其の多くが「会社・団体勤務（とその家族）」となると思われますので、企業・団体への積極的な情報提供を実施願います。</p>	<p>今後とも、活動内容や活動成果のPR等により県民への内水面漁業の理解促進に努めて参ります。</p>
20	<p>漁獲量や組合員及び遊漁者の減少に伴って漁協の運営資金が減少し、放流用種苗の購入費さえ確保するのが厳しい現状であり、山口県内においても漁業協同組合を解散する事態が発生しています。内水面漁協の活動を県民に啓発し、健全な漁協運営を支援する施策の計画を要望します。</p>	<p>内水面の維持・発展には内水面漁業協同組合の役割が非常に重要であると考えており、いただいたご意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
21	組合員の高齢化や生活スタイルの近代化に伴い、昔から引き継がれてきた伝統漁法が消滅しかけていますので、早急な対策を要望します。	いただいたご意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
22	河川の恵みである漁獲物を食する魚食文化を普及させるための活動を支援する施策の計画について併せて要望します。	いただいたご意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。

【その他について】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
23	<p>当案件5頁ほどの資料案件ですが、本来ならば意見作成の為には国・県の関係指針・計画・法律法令・諸施策も確認すべきであると考えます。又、各項目の意見にも記述致しましたが、計画として内容に不足点多々あると考えます。</p> <p>その様な意見募集を他案件と募集期間重なる中、通常のパブリック・コメントと同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>資料再提示の上での期間の延長又は意見募集再実施を求めます。</p> <p>(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、1ヶ月の意見提出期間を定めて実施したものであり、期間延長、再実施は考えておりません。</p> <p>いただいたご意見は今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、長期検討を実施している例があります。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p>	

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
25	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にするであろう新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』を提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき平成28年5月25日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、水産振興課のホームページに掲載するとともに、新聞広告(6月2日付け山口新聞・中国新聞に突出広告を掲載)により広報に努めました。</p>
26	<p>県広報誌には当パブリック・コメントの記事、又はパブリック・コメント(県民意見の募集)全般の記事・記載は無かったと記憶しております。未記載理由を明示願います。</p>	<p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>また、新聞広告は「山口県からのお知らせ」又は「突出広告」としており、本パブリック・コメントについては、「突出広告(6月2日付け山口新聞・中国新聞)」により広報しました。</p>
27	<p>当パブリック・コメントの期間中に新聞に掲載された「山口県からのお知らせ(山口県公報)(新聞紙面下方4段程度の公報)には、当パブリック・コメントの記事、又はパブリック・コメント(県民意見の募集)全般についての記述も無かったと記憶しております。未掲載の理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取っている「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われま)す。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき平成28年5月25日に報道各社に発表しました。発表した内容は水産振興課のホームページに掲載するとともに、6月2日の新聞紙面(山口新聞、中国新聞)にて広報を行った結果、2名の方から29件の提出意見がありました。</p>
28	<p>上記3件の質問への御回答内容と、当パブリック・コメント(県民意見の募集)への意見送付県民数・意見数より、広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。</p>	<p>本計画の策定過程において、関係市町、山口県内水面漁場管理委員会、漁業団体等、多様な関係者の皆様からの意見をお聞きし、その意見を踏まえて計画(案)を作成したものです。</p>
29	<p>当件の内容は地域性専門性が極端に高いものと考えます。</p> <p>今後の計画推進の際にも、県民からの意見募集の他に、住民・関係者(産業従事者)や専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。</p>	<p>本計画の策定過程において、関係市町、山口県内水面漁場管理委員会、漁業団体等、多様な関係者の皆様からの意見をお聞きし、その意見を踏まえて計画(案)を作成したものです。</p>

山口県農林水産部水産振興課生産振興班

担 当 : 池田 昌代

電 話 : 083-933-3540

F A X : 083-933-3559

E-mail : ikeda.masayo@pref.yamaguchi.lg.jp